

令和 7 年 流 山 市 議 会 第 4 回 定 例 会 議 案

1 1 月 2 7 日 招 集
流 山 市

目 次

- 8 0 令和 7 年度流山市一般会計補正予算（第 4 号）
- 8 1 流山市国際交流基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 2 流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 3 流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 4 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 5 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 6 記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定について
- 8 7 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 8 8 財産の取得について（中野久木散策の森用地）
- 8 9 令和 7 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 9 0 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 9 1 流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 9 2 流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 3 流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 4 指定管理者の指定について（流山市流山福社会館）
- 9 5 指定管理者の指定について（流山市西深井福社会館、流山市南福社会館、流山市名都借福社会館及び流山市平和台福社会館）

- 9 6 指定管理者の指定について（流山市東深井福祉会館）
- 9 7 指定管理者の指定について（流山市赤城福祉会館）
- 9 8 指定管理者の指定について（流山市下花輪福祉会館）
- 9 9 指定管理者の指定について（流山市地域福祉センター）
- 1 0 0 指定管理者の指定について（流山市心身障害者福祉作業所さつき園）
- 1 0 1 指定管理者の指定について（流山市おおたかの森児童センター）
- 1 0 2 指定管理者の指定について（おおぐろの森小学校区学童クラブ）
- 1 0 3 指定管理者の指定について（流山市生涯学習センター）
- 1 0 4 指定管理者の指定について（流山市コミュニティプラザ、江戸川河川敷緑地野球場、流山市民プール、北部市民プール、流山市北部柔道場、流山市南部柔道場、流山市流山スポーツフィールド及び流山市東部スポーツフィールド）
- 1 0 5 指定管理者の指定について（一茶双樹記念館及び杜のアトリエ黎明）
- 1 0 6 令和 7 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 0 7 令和 7 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 0 8 令和 7 年度流山市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 1 0 9 市道路線の認定について
- 1 1 0 市道路線の廃止について

- 1 3 専決処分の報告について
- 1 4 専決処分の報告について
- 1 5 専決処分の報告について

議案第 81 号

流山市国際交流基金条例の一部を改正する条例の制定について
流山市国際交流基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 市民の国際理解を深めるための事業の内容を明確にするとともに、基金を財源として充てる事業に市民の平和意識の醸成を図るための事業を追加するためである。

流山市国際交流基金条例の一部を改正する条例

流山市国際交流基金条例（昭和63年流山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

流山市国際交流平和基金条例

第1条中「国際交流を通じ、市民の国際理解を深めるため、流山市国際交流基金」を「国際交流及び多文化共生を推進することにより市民の国際理解を深めるための事業並びに市民の平和意識の醸成を図るための事業に要する資金を積み立てるため、流山市国際交流平和基金」に改める。

第6条中「市内の青少年と海外の青少年との国際交流その他の市民の国際理解に関する事業及びこれに付随する事業」を「第1条の事業」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の流山市国際交流基金条例の規定により積み立てられた現金は、この条例による改正後の流山市国際交流平和基金条例に規定する基金に属する現金とみなす。

議案第 82 号

流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
流山市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市こども計画に基づき、全てのこどもたちが希望に満ちた未来を描けるよう、健やかな成長を支えるとともに、こどもたちのための施策をより一層推進していく組織として、子ども家庭部をこども未来部に変更し、並びにこども家庭センターの設置に伴い、健康福祉部及びこども未来部の分掌する事務を整理するためである。

流山市部設置条例の一部を改正する条例

流山市部設置条例（昭和４３年流山市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項第６号を次のように改める。

（６）こども未来部

第２条第５号ア中「子ども家庭部」を「こども未来部」に改め、同号イ中「関すること」の次に「（こども未来部が所掌する事務を除く。）」を加える。

第２条第６号を次のように改める。

（６）こども未来部

ア 子育て支援に関すること。

イ こども（こども基本法（令和４年法律第７７号）第２条第１項に規定するこどもをいう。）及び家庭に関すること。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（流山市議会委員会条例の一部改正）

２ 流山市議会委員会条例（昭和４２年流山市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号イ中「子ども家庭部」を「こども未来部」に改める。

議案第 83 号

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 一般職の職員に係る給料表、期末手当及び勤勉手当の支給月数並びに地域手当の支給割合を改定するほか、自転車等を使用して通勤する職員に支給する通勤手当について、使用距離の区分及び額を改めるためである。

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の
採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(流山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 流山市職員の給与に関する条例(昭和 2 6 年流山市条例第 5 号)
の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7. 5」
に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の
1 2 7. 5」に、「1 0 0 分の 7 0」を「1 0 0 分の 7 2. 5」に改
める。

第 2 0 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の
1 0 7. 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 5 0」を「1 0 0 分
の 5 2. 5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第3条関係）
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	237,600	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	238,700	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	239,800	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	240,900	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	242,000	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	243,300	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	244,700	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	246,100	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	247,500	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	248,900	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	250,300	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	251,700	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	253,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	254,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	255,600	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	256,900	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	258,100	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	259,300	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	260,500	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	261,700	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	262,800	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	263,900	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	265,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	266,100	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	267,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	268,000	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	269,000	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	270,000	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	271,000	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	271,900	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	272,700	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	273,600	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	274,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	275,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	276,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	276,700	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	277,400	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	278,200	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	279,000	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	279,600	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	280,300	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	249,900	281,100	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
	43	250,500	281,800	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
	44	251,100	282,500	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
	45	251,800	283,200	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	252,400	283,900	327,700	375,400	393,300	420,100	463,300		

47	253,000	284,600	329,000	376,300	394,000	420,400	463,600
48	253,600	285,300	330,300	377,300	394,700	420,700	463,900
49	254,100	286,000	331,400	378,200	395,200	420,900	464,200
50	254,700	286,600	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	287,300	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	287,900	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	288,600	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	289,200	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	289,900	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	290,600	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	291,100	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	291,700	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	292,300	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	293,000	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	293,600	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	294,200	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	294,800	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	295,500	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	296,100	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	296,700	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	297,200	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	297,700	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	298,200	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	298,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	299,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	299,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	300,300	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	300,800	350,900	392,100	406,300	427,300	
75	262,900	301,300	351,200	392,500	406,600	427,600	
76	263,200	301,900	351,600	392,800	406,800	427,800	
77	263,500	302,400	352,000	393,200	407,000	428,000	
78	263,800	302,800	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	303,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	303,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	303,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	303,900	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	304,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	304,400	355,000	396,200	408,800		
85	265,900	304,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	304,800	355,700	397,000	409,300		
87	266,500	305,100	356,100	397,400	409,600		
88	266,800	305,300	356,500	397,800	409,800		
89	267,100	305,600	356,700	398,100	410,000		
90	267,400	305,800	357,100	398,600	410,300		
91	267,700	306,100	357,500	399,000	410,600		
92	268,000	306,400	357,900	399,400	410,800		
93	268,300	306,700	358,100	399,700	411,000		
94			358,400		411,300		
95			358,800		411,600		
96			359,100		411,800		
97			359,400		412,000		
98			359,800		412,300		
99			360,200		412,600		
100			360,600		412,800		

	101			361,100		413,000			
	102			361,500		413,300			
	103			361,900		413,600			
	104			362,300		413,800			
	105			362,800		414,000			
	106			363,200					
	107			363,500					
	108			363,800					
	109			364,200					
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200

第2条 流山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項中「100分の7.5」を「100分の8」に改める。

第11条第2項第2号オ中「30キロメートル」を「25キロメートル」に改め、同号カからケまでを次のように改める。

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 17,420円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 21,670円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 26,970円

第11条第2項第2号に次のように加える。

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 38,700円

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42,200円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45,700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49,200円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52,700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56,200円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満

である職員 59, 600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63, 000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員
66, 400円

第19条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

（流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年流山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「392, 000」を「405, 000」に、「440, 000」を「455, 000」に、「492, 000」を「508, 000」に、「555, 000」を「574, 000」に、「634, 000」を「655, 000」に、「740, 000」を「765, 000」に、「864, 000」を「893, 000」に改める。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第4条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用）

- 2 第 1 条の規定（流山市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第 1 の改正規定に限る。）による改正後の給与条例及び第 3 条の規定（流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 1 項の表の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から、第 1 条の規定（給与条例別表第 1 の改正規定を除く。）による改正後の給与条例及び第 3 条の規定（任期付職員条例第 7 条第 1 項の表の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、同年 1 2 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第 1 条の規定による改正後の給与条例又は第 3 条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の給与条例又は第 3 条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第 1 条の規定による改正後の給与条例又は第 3 条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の内払）

- 4 第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年流山市条例第 8 号。以下「会計年度任用職員条例」という。）第 1 1 条及び第 1 1 条の 2 において準用する第 1 条の規定による改正前の給与条例の規定により支給された期末手当及び勤勉手当（以下「期末手当等」という。）は、会計年度任用職員条例第 1 1 条及び第 1 1 条の 2 において準用する第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定により支給された期末手当等の内払とみなす。

（規則への委任）

- 5 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 84 号

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 常勤の特別職の職員の期末手当の支給月数を改定するためである。

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例

第 1 条 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和 52 年
流山市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、
「100 分の 227.5」を「100 分の 232.5」に改める。

第 2 条 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次の
ように改正する。

第 4 条中「100 分の 127.5」を「100 分の 126.25」
に、「100 分の 232.5」を「100 分の 230」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令
和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用）

- 2 第 1 条の規定による改正後の流山市特別職の職員の給与及び旅費に
関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年
12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定によ
る改正前の流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定に
より支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内
払とみなす。

議案第 85 号

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市議会議員の期末手当の支給月数を改定するためである。

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
31年流山市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の225」に改
める。

第2条 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の222.5」
に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令
和8年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の流山市議会議員の議員報酬及び費用弁
償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和
7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定によ
る改正前の流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手
当の内払とみなす。

議案第 86 号

記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定について
記号式投票に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市長選挙における投票について、記号を記載する方法から候補者の氏名を自書する方法に改めるためである。

記号式投票に関する条例を廃止する条例

記号式投票に関する条例（昭和３８年流山市条例第６号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前までにその期日を告示された流山市長選挙があるときは、当該流山市長選挙の投票の方法については、なお従前の例による。

議案第 87 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 令和8年3月31日をもって三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務の廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議をするためである。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和３０年千葉県告示第４９６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１４号を次のように改める。

（１４）削除

別表第１中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第２第３条第１項第１号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団」を「印西地区環境整備事業組合」に改め、同表第３条第１項第３号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改め、同表第３条第１項第１４号に掲げる事務の項を削る。

附 則

この規約は、令和８年４月１日から施行する。

議案第 88 号

財産の取得について
市は、次の財産を取得する。

令和7年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

1 財産の表示

- | | |
|----------|--|
| (1) 種 目 | 土地 |
| (2) 所 在 | 流山市中野久木字谷頭562番1及び同番9 |
| (3) 面 積 | 6,076.96平方メートル |
| 2 取得の目的 | 都市公園用地の取得 |
| 3 取得金額 | 560,903,000円 |
| 4 取得の相手方 | 流山市○○○○○○○
○○ ○○
流山市○○○○○○○
○○ ○○ |

参考資料

土 地 目 録

所有者	住所	土地の所在	地番	登記地目	現況地目	買収面積 (㎡)
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	流山市〇〇〇〇 〇〇	流山市中野久木字谷頭	562 番 1	山林	山林	5,462.66
			562 番 9	山林	山林	614.30
合計						6,076.96

位置図



議案第 90 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の
一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部
改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部改正に伴い、引用条文の改正が必要な条例を整理するためである。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(流山市心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 流山市心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例(昭和53年流山市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改める。

(流山市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 流山市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成8年流山市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第3号中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改める。

(流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部改正)

第3条 流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例(平成19年流山市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第3条第8項中「第5条第24項」を「第5条第25項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

議案第 91 号

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）等により各事業の基準府令が一部改正されたことに伴い、事業に従事する者の資格に地域限定保育士を加えること、乳幼児健康診査を保育所等の健康診断の代替とできること等について規定するためである。

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年流山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第7条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第18条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同

表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第24条第2項中「修了した保育士」の次に「（千葉県のある区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）」を加える。

第30条第1項、第32条第1項、第45条第1項及び第48条第1項中「保育士」の次に「（千葉県のある区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。次項において同じ。）」を加える。

附則第4項中「起算して10年を経過する日」を「令和12年3月31日」に改める。

（流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年流山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に、「同号」を「同項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の

各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第42条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の2項を加える。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

附則第5項中「起算して10年を経過する日」を「令和12年3月31日」に改める。

（流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年流山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第1項中「保育士」の次に「（千葉県のある区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第4項及び流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例附則第5項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

議案第 92 号

流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）により基準府令が一部改正されたことに伴い、地域限定保育士を放課後児童支援員の基礎資格の一つとするほか、放課後児童支援員の資格について、放課後児童支援員とみなすことができる経過措置の期間を延長するためである。

流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年流山市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第１１条第３項第１号中「保育士」の次に「（千葉県に区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士を含む。）」を加える。

第１３条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

附則第２項中「令和８年３月３１日までの間」を「当分の間」に、「令和８年３月３１日までに修了する」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から２年以内に修了する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 93 号

流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 八木南小学校及びおおぐろの森中学校の各調理場を共同調理場とするためである。

流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例（昭和６１年流山市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第３条の表に次のように加える。

おおぐろの森調理場	流山市大畔５８１番地
八木南調理場	流山市芝崎９２番地

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第 94 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市流山福祉会館

2 指定管理者となる団体

流山市平和台2丁目1番地の2

社会福祉法人流山市社会福祉協議会

会長 石幡 恒美

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 95 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

- （1）流山市西深井福祉会館
- （2）流山市南福祉会館
- （3）流山市名都借福祉会館
- （4）流山市平和台福祉会館

2 指定管理者となる団体

流山市東初石3丁目103番地の18

公益社団法人流山市シルバー人材センター

会長 神田 英子

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 96 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市東深井福祉会館

2 指定管理者となる団体

流山市東初石4丁目191番地の3

特定非営利活動法人自立サポートネット流山

理事長 小野内 裕治

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 97 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市赤城福祉会館

2 指定管理者となる団体

埼玉県川口市並木二丁目5番1号 埼玉りそな銀行西川口支店ビル
1階

株式会社コマーム

代表取締役社長 小松 秀人

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 98 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市下花輪福祉会館

2 指定管理者となる団体

流山市東初石3丁目103番地の18

公益社団法人流山市シルバー人材センター

会長 神田 英子

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 99 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市地域福祉センター

2 指定管理者となる団体

流山市平和台2丁目1番地の2

社会福祉法人流山市社会福祉協議会

会長 石幡 恒美

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 100 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市心身障害者福祉作業所さつき園
- 2 指定管理者となる団体
流山市野々下1丁目319番地
社会福祉法人まほろばの里
理事長 小金丸 孝裕
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 101 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市おおたかの森児童センター

2 指定管理者となる団体

埼玉県川口市並木二丁目5番1号 埼玉りそな銀行西川口支店ビル
1階

株式会社コマーム

代表取締役社長 小松 秀人

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 102 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

おおぐろの森小学校区学童クラブ

2 指定管理者となる団体

東京都港区三田三丁目5番19号 住友不動産東京三田ガーデンタワー

株式会社明日葉

代表取締役 大隈 太嘉志

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 103 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市生涯学習センター

2 指定管理者となる団体

東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階

アクティオ株式会社

代表取締役 淡野 文孝

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 104 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

- （1）流山市コミュニティプラザ
- （2）江戸川河川敷緑地野球場
- （3）流山市民プール
- （4）北部市民プール
- （5）流山市北部柔道場
- （6）流山市南部柔道場
- （7）流山市流山スポーツフィールド
- （8）流山市東部スポーツフィールド

2 指定管理者となる団体

東京都練馬区豊玉上二丁目25番9号

帝国ビル管理協同組合

代表理事 石川 榮次

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 105 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

流山市長 井 崎 義 治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

（1）一茶双樹記念館

（2）杜のアトリエ黎明

2 指定管理者となる団体

流山市流山2丁目101番地の1

株式会社流山ツーリズムデザイン

代表取締役 吉河 智彦

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 109 号

市道路線の認定について

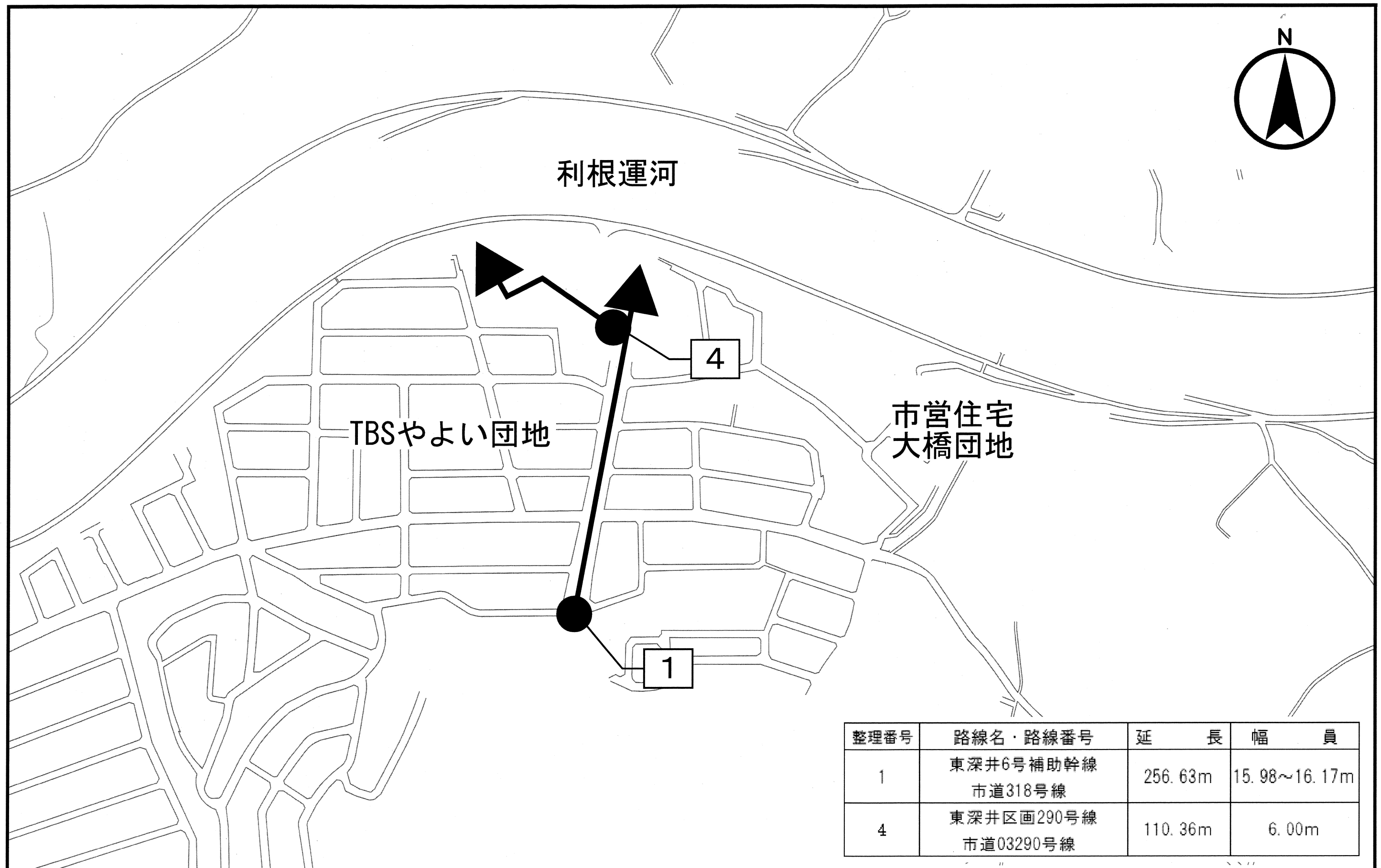
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

令和7年11月27日提出

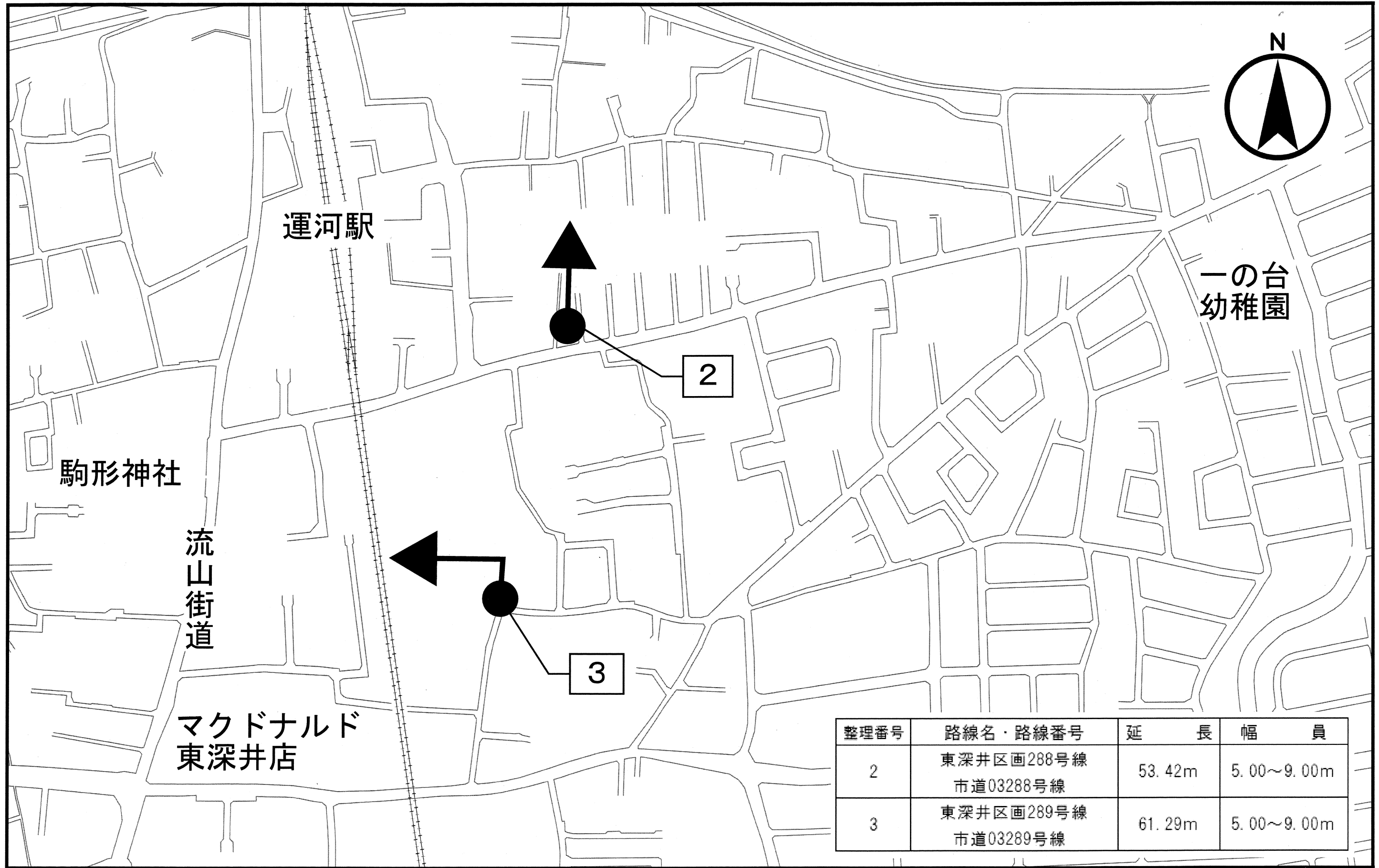
流山市長 井崎 義治

整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	3 1 8	東深井 6 号補助幹線	東深井字中ノ坪 7 2 4 番 6 8	
			東深井字大橋 6 8 8 番 3 2	
2	0 3 2 8 8	東深井区画 2 8 8 号線	東深井字一ノ坪 4 5 1 番 1 1 7	
			同 所同 番 2 2 2	
3	0 3 2 8 9	東深井区画 2 8 9 号線	東深井字宮前 2 1 3 番 1	
			同 所同 番 1 7	
4	0 3 2 9 0	東深井区画 2 9 0 号線	東深井字大橋 6 8 6 番 1 7	
			同 所同 番 7 2	
5	2 5 0 4 9	西初石 1 ・ 2 丁目区画 4 9 号線	西初石 1 丁目 7 5 5 番 2	
			同 所同 番 5 2	
6	6 1 0 3 2	野々下 4 丁目区画 3 2 号線	野々下 4 丁目 8 1 8 番 2 1	
			同 所 8 2 1 番 1 6	
7	6 9 0 4 6	古間木区画 4 6 号線	古間木字五斗蒔 2 8 4 番 8	
			同 所同 番 1 0	
8	7 3 0 1 6	松ヶ丘 1 丁目区画 1 6 号線	松ヶ丘 1 丁目 4 8 3 番 5 1	
			同 所同 番 6 0	
9	7 3 0 1 7	松ヶ丘 1 丁目区画 1 7 号線	松ヶ丘 1 丁目 4 8 3 番 1	
			同 所同 番 3 3	

市道認定路線図



市道認定路線図



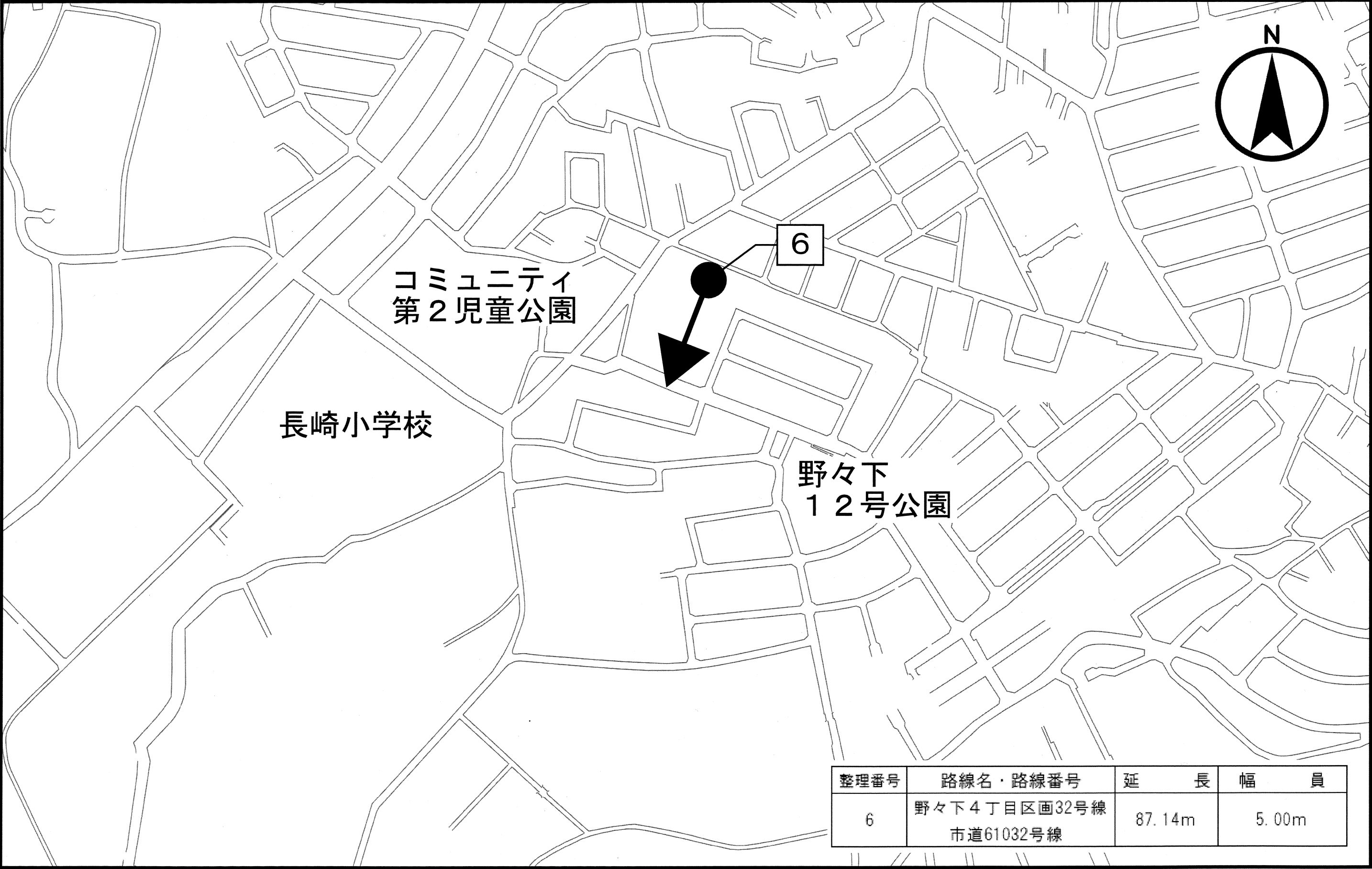
整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
2	東深井区画288号線 市道03288号線	53.42m	5.00～9.00m
3	東深井区画289号線 市道03289号線	61.29m	5.00～9.00m

市道認定路線図



整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
5	西初石1・2丁目区画49号線 市道25049号線	53.80m	5.01～9.01m

市道認定路線図

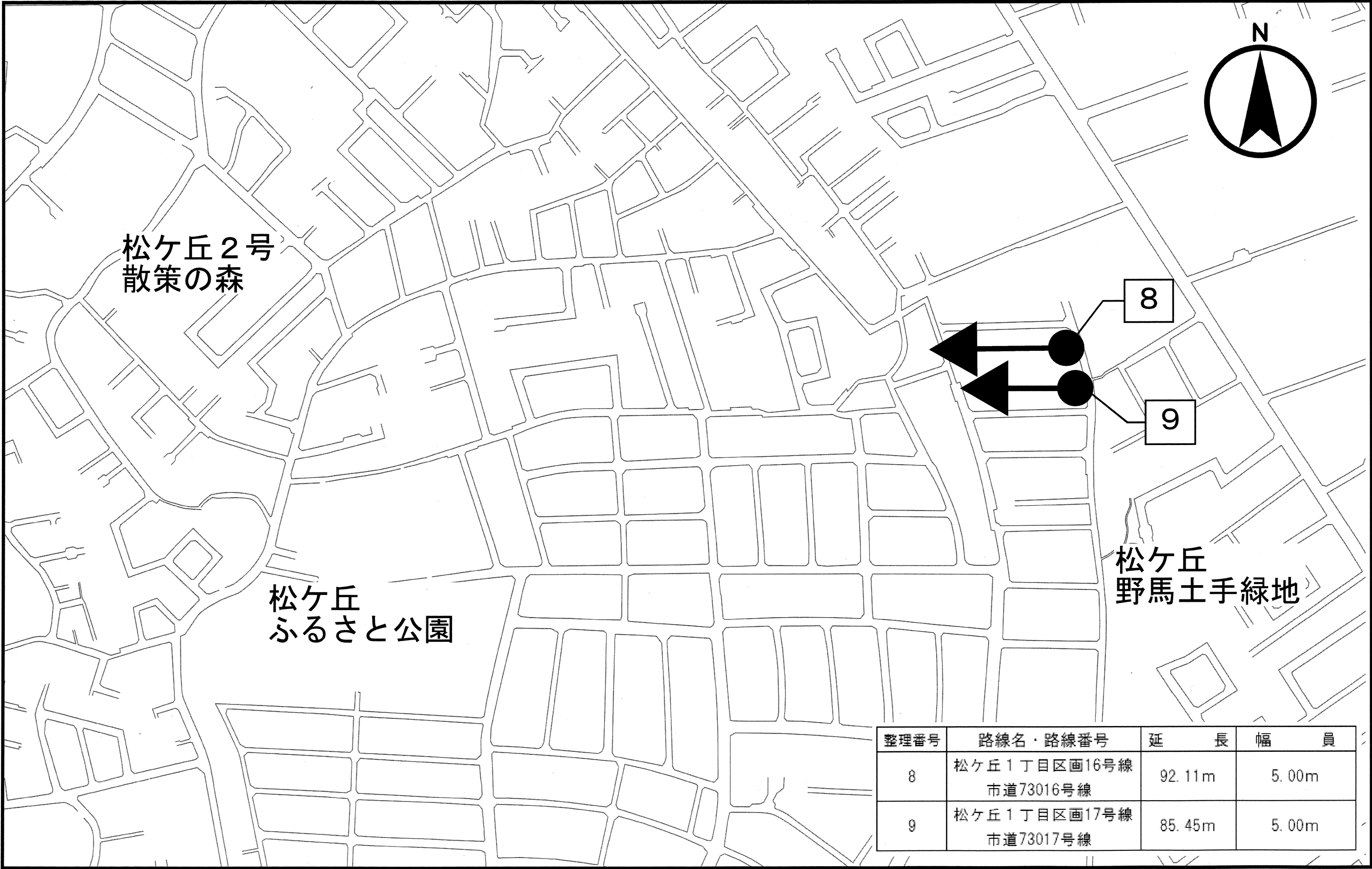


整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
6	野々下4丁目区画32号線 市道61032号線	87.14m	5.00m

市道認定路線図



市道認定路線図



議案第 110 号

市道路線の廃止について

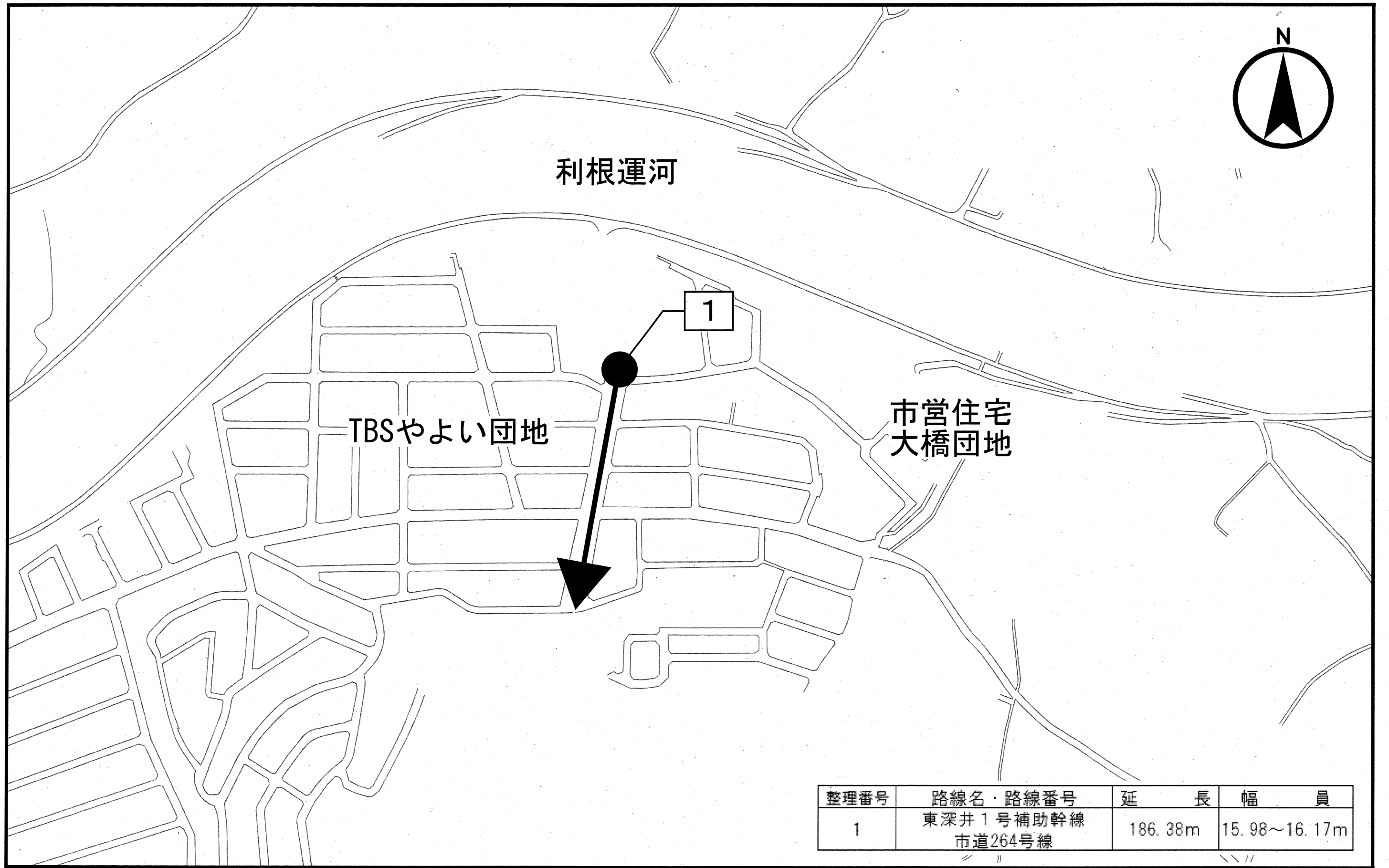
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、
別紙市道路線を廃止するものとする。

令和7年11月27日提出

流山市長 井 崎 義 治

整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	2 6 4	東深井 1 号補助幹線	東深井字大橋 6 8 8 番 2 1	
			東深井字中ノ坪 7 2 4 番 9 4	

市道廃止路線図



整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
1	東深井1号補助幹線 市道264号線	186.38m	15.98~16.17m

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月27日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年１０月１５日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | まちづくり推進部建築住宅課の職員が、公務のため公用車で交差点を左折しようとしたところ、後方から直進してきた相手方原動機付自転車が当該公用車に追突し、左後方車体部が破損したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和７年７月１７日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市向小金１丁目４５２番地１２地先 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和７年１０月１５日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 市の損害額の全額を相手方が負担する。 |
| 8 | 和 解 金 額 | １４１，４６０円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 10 月 16 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 土木部道路管理課の職員が、公務のため現地確認を行い、公用車を一時駐車した駐車場において、当該公用車を後退させたところ、当該駐車場に駐車していた相手方車両と接触し、ボンネット左部分を損傷させたことによる当該相手方車両の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和 7 年 6 月 17 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市三輪野山二丁目 1128 番地の 1 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和 7 年 10 月 16 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 693,332 円 |

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月27日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する道路上で発生した人身事故に係る和解及び損害賠償額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年８月２２日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する道路上において、相手方が歩行中
に対向車両を避けるため側溝蓋に乗ったところ、
当該側溝蓋が外れ、当該相手方が側溝内に
落ちたことによる人身事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和７年５月１２日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市江戸川台東２丁目１８９番地先
（市道１３０１１号線） |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和７年８月２２日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ４，７７４円 |

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月27日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 流山市消防団第六方面隊第16分団器具置場敷地内で発生した物損事故に係る和解について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 5 4 年流山市議会議決）の 1 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 0 月 2 1 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 相手方が運転する車両が、流山市消防団第六方面隊第 1 6 分団器具置場の敷地内で方向転換するために後退したところ、当該車両のリアバンパーが当該敷地内の掲示板に接触し、当該掲示板を破損させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和 7 年 6 月 2 2 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市名都借 8 番地の 1
（流山市消防団第六方面隊第 1 6 分団器具置場敷地内） |
| 4 | 相 手 方 | 埼玉県越谷市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和 7 年 1 0 月 2 1 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 市の損害額の全額を相手方が負担する。 |
| 8 | 和 解 金 額 | 6 5 5 , 6 0 0 円 |